

## 平成 31 年度事業計画（案）

## 高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会

**誘致・広報事業****■全国の中での話題化・認知度向上のための取組**

- 注目を集めるプロモーション（パブリシティ）活動
- イベント、催事に合わせたＴＶ等の全国的なメディア露出
- ブロガー等によるウェブでの情報発信・拡散

**■ターゲットに応じたきめ細かな情報発信**

- 特設ウェブサイト、ウェブ広告、ＳＮＳ等での情報発信・拡散
- 近県向けＴＶＣＭ等でのメディア露出
- 交通機関、高速道路等での屋外広告

**■旅行会社等へのセールス活動**

- 観光説明会、地域を巡るモニターツアー等の開催
- ウェブ系旅行会社と連携した誘客促進

**受入事業****■盛り上がりをつくり出す特別イベント等****■歴史・食を含む観光資源の磨き上げ**

- 自然・体験観光のガイドやインストラクターを養成
- 主要な自然・体験観光施設における満足度を調査
- 観光案内所でのスキルアップを目的とした研修等の実施
- 歴史・文化施設へのガイド配置を継続
- 歴史企画展を含むイベントの開催を支援
- アクティビティの安全対策

**■周遊促進事業**

- 交通機関やレンタカーカー会社とタイアップした二次交通の企画
- 龍馬パスポート等を活用した周遊促進

**事務費****○報償費**

　　実行委員会委員報償費 等

**○需用費**

　　コピ一代、事務用品費、印刷製本費 等

**○役務費**

　　通信運搬費、振込手数料 等

**○その他**

　　事務局運営経費【平成 32 年度まで】

　　旅費、会場借り上げ料、契約書印紙代 等

## 平成31年度事業 収支予算（案）

議案

## 収入

(単位：千円)

予算科目		既計上予算	補正予算	金額	備考
大科目	小科目				
補助金収入	県補助金	88,000	450,872	538,872	高知県自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金
その他の収入	その他の収入	0	0	0	
合計		88,000	450,872	538,872	

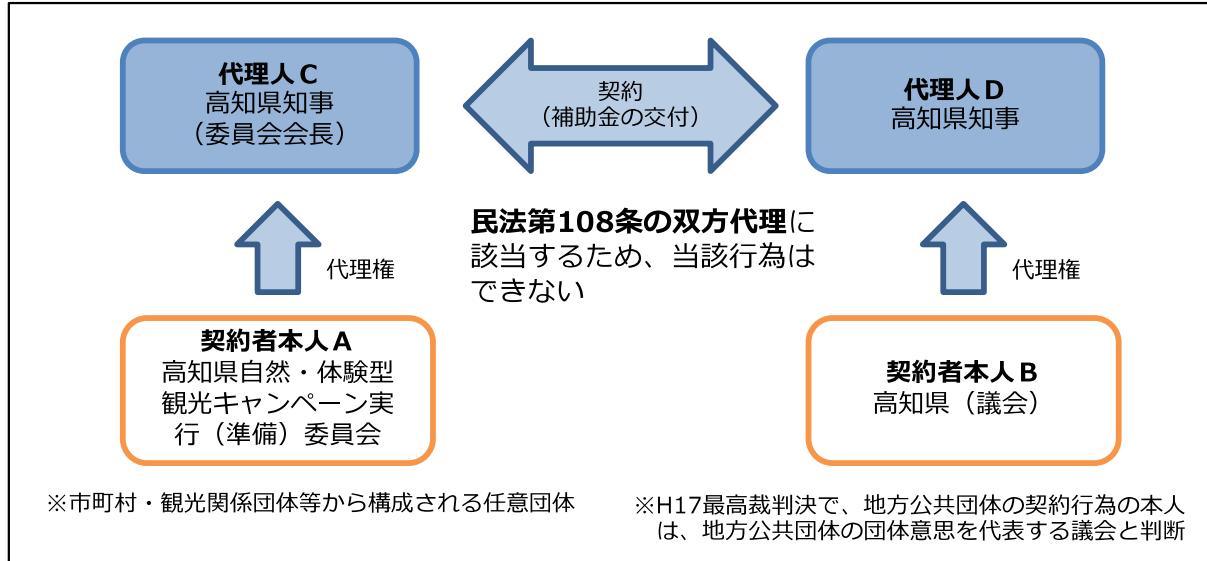
## 支出

(単位：千円)

予算科目		既計上予算	補正予算	金額	備考
大科目	小科目				
誘致・広報事業費	誘致・広報事業費	40,000	285,806	325,806	全国の中での話題化・認知度向上のための取組 注目を集めるプロモーション（パブリシティ）活動 21,968 イベント、催事に合わせたTV等の全国的なメディア露出 89,532 プロガー等によるウェブでの情報発信・拡散 3,000 ターゲットに応じたきめ細かな情報発信 特設ウェブサイト、ウェブ広告、SNS等での情報発信・拡散 74,821 近県向けTVC等でのメディア露出 86,325 交通機関、高速道路等での屋外広告 16,193 旅行会社等へのセールス活動 観光説明会、地域を巡るモニターツアー等の開催 18,967 ウェブ系旅行会社と連携した誘客促進 15,000
受入事業費	受入事業費	0	157,066	157,066	盛り上がりをつくり出す特別イベント等 86,000 歴史・食を含む観光資源の磨き上げ 自然・体験観光のガイドやインストラクターを養成 3,000 主要な自然・体験観光施設における満足度を調査 1,986 観光案内所でのスキルアップを目的とした研修等の実施 8,785 歴史・文化施設へのガイド配置を継続 24,535 歴史企画展を含むイベントの開催を支援 500 アクティビティの安全対策 1,000 周遊促進事業 交通機関やレンタカー会社とタイアップした二次交通の企画 25,000 龍馬バスポート等を活用した周遊促進 6,260
事務費	事務費	48,000	8,000	56,000	報償費、旅費、消耗品費、役務費等 56,000
予備費	予備費	0	0	0	
合計		88,000	450,872	538,872	538,872

# 高知県自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金の交付について

## 1 県との関係について



※双方代理に関する民法上の規定（民法（抜粋））

（自己契約及び双方代理）

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

（無権代理）

第113条 代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

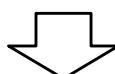
2 追認又はその拒絶は、相手方に対してもなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

（無権代理行為の追認）

第116条 追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

## 2 補助金の交付にあたって

- 双方代理の解消に向け、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行（準備）委員会の代理人権限を事務局長に委任し、高知県の代理人である知事から事務局長への補助金交付という形式をとる。
- 上記の「双方代理の解消」の手続に加え、民法第108条ただし書の規定を踏まえ、県議会に「あらかじめの許諾」を得るとともに、決算審査時期においても「事後の追認」を得る。



実行（準備）委員会でも同様の対応を行う

	高知県自然・体験型観光キャンペーん実行（準備）委員会	県
あらかじめの許諾	事業計画及び収支予算の審議において、県から補助金を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明のうえで、了承をいただく。	予算議案において、その補助金が、どの団体に対する補助金なのかを明記とともに、常任委員会において「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。
事後の追認	キャンペーン実行（準備）委員会の決算報告において、県から補助金を受けることが、民法第108条の双方代理の関係にあることを説明したうえで、了承をいただく。	翌年度の決算特別委員会における説明の際に、「知事が会長である団体への補助」であることを説明したうえで、了承をいただく。